

別表(第7条、第8条関係)

品目		製造等の管理事項	確認頻度	報告日
1 再生加熱アスファルト混合物		品質性能に係る基準への適合状況	6月に1回以上	—
		環境安全性に係る基準への適合状況	1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
2 再生資源を含有した路盤材	認定基準 別表2-3 品質管理の項目	定期管理	6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		日常管理	定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—
		その他の管理	常時	—
		環境安全性に係る基準への適合状況	1月に1回以上 ^{注1)} (ただし、含有量基準群については3月に1回以上、タンククリーニング試験については当該試験が必要な製品量概ね5,000m ³ ごとに1回)	4月30日及び 10月31日 (ただし、建設汚泥を再生資源として使用する場合は1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日)
		建設汚泥を再生資源として使用する場合は、製品のpH	適宜	—
		建設汚泥を再生資源として使用する場合は、製品ごとの保管量が、前年(1月～12月)の月間売却量の最大量を超えないこと	常時	—
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
3 再生資源を含有したコンクリート		品質性能に係る基準への適合状況	6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況	1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
4 再生コンクリート 二次製品		品質性能に係る基準への適合状況	6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況	1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
5 再生資源を含有した舗装用ブロック		品質性能に係る基準への適合状況	6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況	1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—
6 再生塩化ビニル管・ 継手		品質性能に係る基準への適合状況	6月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況	1月に1回以上	4月30日及び 10月31日
		その他品質管理のために必要な検査	適宜	—

品目	製造等の管理事項		確認頻度	報告日
7 建設汚泥改良土	認定基準別表7-3品質管理の項目	定期管理	6月に1回以上	4月30日及び10月31日
		日常管理	定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—
		その他の管理	常時	—
7 建設汚泥改良土	環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 ^{注1)} (ただし、含有量基準群については3月に1回以上、タンクリーチング試験については当該試験が必要な製品量概ね5,000m ³ ごとに1回)	1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日
	製品のpH		適宜	—
	製品ごとの保管量が、前年(1月～12月)の月間売却量の最大量を超えないこと		常時	—
	その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
8 土壤改良材	普通肥料	環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 (ただし、含有を許される有害成分の最大量については3月に1回以上)
		その他品質管理のために必要な検査		適宜
	パーク肥料	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上
		その他品質管理のために必要な検査		適宜
	グラウンド舗装用土壤改良材	品質性能に係る基準への適合状況		4月30日及び10月31日
		環境安全性に係る基準への適合状況		1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)
9 再生資源を含有したタイル	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
	環境安全性に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
	その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
10 再生木質ボード	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上 (ただし、ホルムアルデヒド放散量については1月に1回以上、クロルビリホスが添加されていないこと又は添加後5年以上を経過していることの確認については随時)	4月30日及び10月31日
	環境安全性に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
	その他品質管理のために必要な検査		適宜	—
11 再生資源を含有した建築用仕上材(断熱材)	品質性能に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
	環境安全性に係る基準への適合状況		6月に1回以上	4月30日及び10月31日
	その他品質管理のために必要な検査		適宜	—

品目		製造等の管理事項			確認頻度	報告日		
12 土木建築用 プラスチック 資材	木材・プラスチック再生複合材、袋型根固め用袋材	品質性能に係る基準への適合状況			6月に1回以上	4月30日及び 10月31日		
		環境安全性に係る基準への適合状況			6月に1回以上	4月30日及び 10月31日		
		その他品質管理のために必要な検査			適宜	—		
	再生プラスチック車止め	認定基準別表12-c-4 品質管理の項目	定期管理		新規申請及び更新申請時	—		
13 埋戻用再生砂	認定基準別表13-2 品質管理の項目	定期管理		6月に1回以上	4月30日及び 10月31日			
		日常管理		定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—			
		その他の管理		常時	—			
	環境安全性に係る基準への適合状況			1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日			
	その他品質管理のために必要な検査			適宜	—			
14 地盤改良用固化材	認定基準別表14-3 品質管理の項目	定期管理	検査	改良土製造施設で使用する場合	6月に1回以上	4月30日及び 10月31日		
				現場で使用する場合	1工事に1回以上			
				その他	6月に1回以上			
		日常管理		定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—			
		その他の管理		常時	—			
15 再生資源を含有した 外装材	環境安全性に係る基準への適合状況			1月に1回以上 (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日			
	その他品質管理のために必要な検査			適宜	—			
	品質性能に係る基準への適合状況			6月に1回以上	4月30日及び 10月31日			
16 再生土砂	認定基準別表16-3 品質管理の項目	定期管理		6月に1回以上	4月30日及び 10月31日			
		日常管理		定期管理を実施する月以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時	—			
		その他の管理		常時	—			
	環境安全性に係る基準への適合状況			1月に1回以上 ^{注2)} (ただし、含有量基準群については3月に1回以上)	4月30日及び 10月31日			
	その他品質管理のために必要な検査			適宜	—			

注1) 建設汚泥を再生資源として使用する場合であって、セメント及びセメント系固化材を使用した製品においては、六価クロムについては、溶出量基準I群として実施する1月に1回か、または製品1,000m³を製造するごとに1回かのいずれか短い期間ごとに確認を行うこと。

注2) 再生土砂の場合であって、コンクリート塊を再生資源として使用した製品、又はセメント及びセメント系固化材を使用した製品においては、六価クロムについては、溶出量基準I群として実施する1月に1回以上実施すること。